

Ⅵ. 閉会にあたって

孝忠 延夫

『人権と司法府の役割（Human Rights and the Judiciary）』と題する本シンポジウムを終えるにあたり、この画期的な試みを成功に導くために重要な役割を果たしていただいた報告者、司会者、コメンテータ、そして参加者のみなさんに深く感謝したいと思います。このシンポジウムのテーマを深め、実りあるものとするために、世界、とりわけアジア太平洋諸国・地域から裁判官、法律家、そして研究者が集い、実践的示唆にみちた報告を聞き、それを受けて論議することができました。このような規模と内容のシンポジウムを企画・組織することは容易なことではありません。このテーマを論ずるにふさわしい、優れた、経験豊かな裁判官、法律家、研究者とともに論じ、語り、交流を深めることができた喜びばかりではなく、このシンポジウムの「結び」の言葉を述べさせていただくことを大変光栄に思っています。

このシンポジウムのオーガナイザーでもある辻雄一郎教授は、このシンポジウムの趣旨を述べられた中で、「司法府（裁判所）の任務は、対立する当事者間の具体的な争いにおいて法を適用・宣言することであると言われてきた。しかしながら、現在、この「法の適用・宣言」とどまらない（重要な）役割を司法は有している」とされています。このシンポジウムの各々の報告では、それぞれの国と地域の裁判所の、今日と将来における「使命（mission）」（辻教授が用いられたまさに「司法府の使命」）が具体的に明らかにされました。

高見勝利教授は、その基調報告において、本日のシンポジウムのテーマの意味するところ、その意義を簡潔かつ明快に提示されました。高見教授が示されたように、今、日本は立憲主義か非立憲主義か、「法の支配」を堅持するのか統治者による恣意的な支配を許すのか、という重大な岐路にたっており、その一方に大きく踏み出し、踏み入りつつあります。そして、このことにかかわる重大な決断を主権者である国民は迫られています。Repeta（Laurence Repeta）教授は、「日本において、統治者の権限行使が「法の支配」によって抑制・制限されなければならないという観念は、人権の歴史における革命的な発展であった」と述べられました。まさにその通りだと思います。と、同時に、このことはシンポジウムに参加した国と地域にも妥

当するのではないのでしょうか。このこととも関連しますが、Xixin (Wang Xixin) 教授も、「中国における行政行為に対する司法審査では、裁判所は、政府の行為の合法性を審査する権限を有する」旨を明言されました。インドネシアでも、司法府は、人権の守り手 (guardian) でなければならず、憲法上それは政府および国家机关の責務であるとされています。人権規範を実現するためにインドネシアの裁判所が果たしている役割を、Harkrisnowo (Harkristuti Harkrisnowo) 教授は具体的な事例を挙げつつ述べられました。また、Kim (Bokgi Kim) 教授は、国民からの訴えに応え、まさに司法府が、社会的基本権を保障すべきであり、社会的基本権はプログラムではなく、裁判所に訴えて実現しうる権利 (enforceable right) であることを強調されました。

このシンポジウムに参加した国と地域には非常に多くの、しかも大きな差異があります。しかしながら、人権の保障、そして「法の支配」のテーマについてはそれぞれの地域で重要な課題となっているという共通性があります (その位相: 現われ方が異なっているとしても)。この問題は、グローバリゼーションの時代ではありますが (それだからこそ、という言い方もできるのかもしれませんが)、それぞれの歴史、伝統、そして法文化などに根ざすものでもあります。しかし、たとえ、全く異なったようにみえるものであっても、「国民文化という窓を通してみれば (looking through popular culture window)」、共通の特質をもつことが分かるのです。この観点を Wolff (Leon Wolff) 教授はポピュラーな具体例を挙げつつ論じられました。

独立した司法裁判所制度は、「法の支配」の観念にとって不可欠のものと考えられてきました。しかしながら、今日では、多くの国々で審判所 (tribunal)、裁判所以外の非司法的な諸機関・諸組織が創設されるようになっていきます。逆説的ではありますが、これらの傾向は、司法裁判所 (law court) が、より重要な役割と任務を果たすべきことを示しているように思われます。換言すれば、司法府は、その伝統的な「裁判」手法とその長所を最大限に生かしつつ、審判所や制定法上の紛争処理機関との役割分担と協働関係を構築する課題を負っているということができます。そして、国民からの信頼をより確かなものとしつつ、その民主的正当性を強固にしていく方向での「改革」が求められています。

Dr. Hsiung (Sung-Mei Hsiung) 裁判官は、国によって異なった IP 制度・IP 裁判システムを調整・統一する方向での改革の必要性を指摘され、とりわけ、複雑さを

増しつつある今日の課題、訴訟に対応できる専門的裁判官養成の必要性を強調されました。かかるタイプの裁判官は、国際的な仲裁・調停システムにおける新しい有効な手続きを進めるためにも不可欠だと考えられます。このことを、Sorawat (Sorawat Limparangsri) 裁判官は明快に示されました。また、Tidarat (Tidarat Narintarangkul Na Audhaya) 裁判官も、「裁判外仲裁 (Out-of-Court mediation)」のあり方を論ずる中で説得的に述べられました。日本でも、不当な行為を解決する手段としては、訴訟よりは仲裁・調停などを裁判所のみならず裁判外紛争処理機関でおこなうほうが適切であるとされてきましたが、それがあまり用いられていないのは、それが「人気がない；不評だ (unpopular)」というのではなく、「馴染みがない；知られていない (un-familiar)」からであることを、石田京子教授は、その研究グループの調査をもとに説得的に述べられました。Hsiung 報告、Sorawat 報告、Tidarat 報告、そして石田報告は、各国の司法裁判所 (law court) と裁判所外「紛争」処理機関との役割分担、協力・協同の困難さとともに、その可能性を展望するものでもあったと思われます。

このシンポジウムでも明らかになったように、現代型訴訟は、「法の支配」が再定義・再構成へのチャレンジを不断に受け続けるなかで展開されつつあります。歴史的かつ伝統的に、「法の支配」の観念は、その担い手としての「司法裁判所」を不可欠の構成要素としてきました。しかし、近年、研究者のなかには、確かに司法府の役割は依然として重要であるが、それは相対的なものであり、「法の支配」の実現に不可欠のものとは言えないのではないかとする見解も見られるようになってきました。本日の諸報告は、このことを考える上で貴重な示唆に富む内容を含んでおり、今日と将来における「法の支配」のあり方を展望するものともなっています。

アジア・太平洋地域における「司法」は、多くの場合、西欧諸国の近代法システムと近代司法制度をその固有の法文化、法伝統を生かしつつ、受容・変容しつつ形成されてきたものだと思います。日本も、近代国家の建設にあたって、西欧法とその制度を学び、とりいれてきました。しかし、私たちの「近隣」にこそ学ぶべきものが、より多くあるのではないかと私は考えてきました。もちろん、近隣であるがゆえの「いさかい」が起ることは当然です。その「いさかい」の解決手法、解決手続きを工夫し、世界に向けて発信することが求められているのではないのでしょうか。それぞれの国や地域で「内向き」の思考 (志向) と論調が強くなっているか

のような今、このようなテーマでシンポジウムが開催され、論議ができたということは、その可能性が示されたものと確信しています。ただ、このシンポジウムは、一つのスタートラインにすぎません。参加する国も限られていましたし、諸報告で示された豊富な内容にふさわしい論議の時間が必ずしも十分ではなかったかもしれません。このような試みが多様な形で継続し、着実に広がり、発展していくことを切に望んでいます。

最後になりましたが、このシンポジウムを企画・準備していただいた筑波大学と筑波大学の関係者のみなさまに深く感謝いたします。暖かい気配りと周到な準備によってこのシンポジウムの一日を気持ちよく、かつ知的刺激に満ちたものとして過ごすことができました。本当にありがとうございました。とりわけ、辻雄一郎教授をはじめとする大学院・学部学生のみなさん、そして事務スタッフのみなさまによる目に見えない「縁の下」のサポートがあってこそできたシンポジウムかと思えます。本当にありがとうございました。また、近い将来、様々な場所と機会にみなさまにお会いできることを信じてこのシンポジウムをお開きにいたします。

(関西大学名誉教授)